

議案第20号

みよし市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

みよし市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年3月2日提出

みよし市長 小山 祐

みよし市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

みよし市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年三好町条例第54号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 1及び2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、<u>第1種初任給調整手当、第2種初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(第1種初任給調整手当)</u></p> <p>第5条 <u>第1種初任給調整手当</u>は、医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</p> <p><u>(第2種初任給調整手当)</u></p> <p>第5条の2 <u>第2種初任給調整手当</u>は、職員の給料月額及び地域手当の合計額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮した額を下回る場合に、その差額を支給する。</p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の給与)</p> <p>第26条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、給料、<u>第1種初任給調整手当</u>、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 1及び2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(初任給調整手当)</u></p> <p>第5条 <u>初任給調整手当</u>は、医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の給与)</p> <p>第26条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、給料、<u>初任給調整手当</u>、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び特</p>

及び特殊勤務手当とする。

2 略

殊勤務手当とする。

2 略

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 説 明

この案を提出するのは、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員の給与改定に準じ、民間の賃金の最低基準を下回る職員に対する手当の創設等のため必要があるからである。